

の性格については、単に寺院（私寺）の国家統制のもとに発生した准官寺という単純な問題にしぼって、その性格を定義すけようとするところに多くの矛盾が発生するのである。まず定額寺の教性格及びその資財帳を中心とした寺院のあり方及び運営方法に、貴族との相関関係なども、さらに検討を加える必要があるのである。これらのことについてさらに論を重ねてゆきたいと考えるものである。

二 定額の意義について

定額寺の定額の意味については、先学の説に見えている天平勝宝元年七月十三日の詔の墾田の量を定めたなかに大安・薬師・興福・法華・国分金光明寺に一千町、大和の国分金光明寺には四千町、元興寺に二千町、弘福・法隆・四天王・崇福寺・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫観世音寺には寺別五百町を、法華寺には寺別四百町と記して、「自余の定額の寺は寺別に一百町」（続日本紀、第十七）と、墾田の所有を示したなかに始めて定額の名がでてくる。これはその記述の形式からして諸国の法華寺に次ぐ諸国の定額の寺という意味と理解すべきであるが、この「定額の寺」を、平安初期の定額寺に直ちにあてはめて理解することは無理であろう。しかしこれについて霊龜二年（七一六）五月十五日の詔を見て見るとき、

「今聞、諸国、寺家、多不_レ如_レ法、或草堂始闢、争_二求_一額題、幢幡僅施、即訴_二田畝、或房舎不脩、馬牛群聚、門庭荒廢、荆棘弥生、遂使_下無上尊像永蒙_二塵穢_一、甚深法藏、不_レ免_二風雨_一、多歷_二年代_一、絶無_二構成_一」（続日本紀、第七）

とここでは諸国の寺格が蒐廢にまかせて、修補するものもなくいたずらに風雨にさらされていることをなげき、ことに藤原武智麻呂の支配している近江国のことを例にとりて、いまやこれに類する諸国の寺々については、「闡_二揚_一仏法、聖朝上願」なりとの主旨にもとづいて

「諸国師寺、宣明告_二国師衆僧又檀越等_一、録部内寺家、可_下合_二并_一財物、附_レ使奏聞」と

「諸国寺家、堂塔雖_レ成、僧尼莫_レ住、礼仏無_レ聞、壇越子孫、惣_二撰_一田畝、専養_二妻子_一、不_レ供_二衆僧_一、因作_二諍訟_一、誼_二擾_一国郡、」

「其所_レ有財物田園、並須_二国師衆僧又国司檀越等_一相对檢校、分明之日、共判出付、不_レ得_二依_一旧檀越等專制、」（続日本紀、第七、霊龜二年五月十五日条）

とのべている。これらの条項を見て見るとき、その当時の私寺の性格が明確となってくる。即ち、ここでは奈良時代の私寺成立については、ま

ず草堂をかまへ本尊を安置し、ついでこの寺院の「額題」を求めるとあれば、寺号のを得て、題額が定められて初めてその寺が国司の詔証を経た国より、承認された寺院であることを意味すると解すべきであろう。それは幢幡をかかげ、田地の施入を受け、しかるのち寺院内に房舎を形成することによって寺院として成立するのである。

この寺院については、宗教的には諸国の国師と、その当該寺院の衆僧が法会の嚴修等の運営を営み、その寺院に対する財物・田園等の支配については、その寺の檀越となったものが国司との支配のもとに実務にたずさわっていた。と同時に時には国司自身が檀越となる場合もあった。

しかし事実上においてはこれらの寺院では檀越の支配権が次第に高まって専制化するようなことにもなったことは、この事実からしても明である。また大同元年八月二十二日の太政官符でも「大小諸寺毎レ有檀越ニ田畝資財随レ分施捨、累世相承」とあり、また不レ願ニ本願ニ、而追ニ放檀越ニ（類聚三代格、卷三）とあれば、この檀越には、大小の諸寺の本願となった在地の土豪や氏族が定額寺の檀越であったためにその経営に混乱が生じたこともあった。また延暦廿四年正月三日の太政官符によると「禁断王臣諸家稱為定額寺檀越ニ事」とか「諸寺檀越名載ニ流記、已入ニ定額ニ」といって、王臣諸家という朝廷に権威を持っているものが諸寺の檀越となるような傾向も強まって来たということも起って来た。その結果諸寺の檀越の中には愚闇の徒が多くなり、自分の檀越である寺田を佃したり、することがあって、定額寺が檀越によって私有化するような憂いさえ起って来たのである。

このことから考えても、定額寺はそれ以前の「檀越の寺」の性格をそのまま継承したものであることは言を待たない。そして定額寺は中央の寺院のためよりも、地方の寺院の規整のために発案された制度であり、そのことは諸国に平安初期には定額寺が分布して、その地方の檀越出身の僧等を中心として建立された檀越のための祈願寺であったことについては以上のことから推察できるのである。

そのためにも檀越の名を、その寺の流記資材帳等に記入することは当然のことであり、その結果、国司がその寺院の成立を公認するということになるのである。

すなわち「諸寺檀越名載ニ流記、已入ニ定額ニ」というのが定額の意味であると考られる。もちろん天武八年（六八〇）四月五日の条にすべての食封のある寺の由緒を商量して、然る後に、「定ニ諸寺名ニ」（日本書紀、第廿九）べきであると記されていることも關聯して考えるべきである。

この場合には食封の確定があつてのち寺名を決定しているがこれはいかに食封を施入する檀越の経済力によって寺院が成定し、支えられていた

かということがこれからでもわかる。即ち定額寺においては檀越による食封の施入を裏付けとして寺名が決定され公認されるという制度をとっていたことを示すものである。それはまた、平安初期の定額寺の定額の決定についても檀越の田畝資材の施捨がおこなわれ、それが流記資財帳に記されたときをもって「入定額」ということについては先にも述べた通りで定額の定義はこれを以て基本とすべきである。つまり諸国の私寺の中より、国司が見聞して流記・資材とともに国司が国寺として存立するに足るものを具備しているとき朝廷に申請した「定額の寺」として認められるのである。それは表面的には国家的な統制とも見えるけれども、本質的には寺院の資格を定めることによって、寺院の存立の意義を地方において高めると同時に、地方文化の開発をうながし、これら寺院の存在を国家により公認することによって非法の檀越を追放し、非合法的な私寺の乱立を防ごうとしたのが定額設立への重要な意義であった。そしてひそかに道場をきづくという反僧尼令的な動きを規制しようとしたのであった。

このような定額の意味を認めるとともに、それらの定額寺の性格についても見て見たい。

三 定額寺の性格

定額寺の問題として、それが国家統制の必要として史実に見えてくるのは延暦二年（七八三）六月十日の続日本紀の紀事に、「京畿定額諸寺、其数有限、私自營作、先既立制、比来所司寛縦」にして、これを規制しようとなされたことと見えているが、この場合、京畿の定額となつてゐる檀越の立てた寺という意味を以て定額諸寺を見るべきは先に述べた。そしてそれが、「其数有限」と述べていることは、延暦二年以前、即ち光仁天皇による仏教統制の強化がおこなわれたときに、その規制がすでに必要となつていたのであるということがこの条文からも察せられる。しかし定額の諸寺は、その適格性を国司が判定する以上、その有資格の寺院の数が自から国毎に定まつてくるという意味であつて、始から定数という意味に理解すべきでないことは明である。そしてその後、「私立道場、及将田宅園地捨施、并売易為寺」（続日本紀、第卅七、延暦二年六月十日条）と述べているが、これはさきに見て来た「檀越の寺」の成立条件と全く合一するものである。そしてこのような檀越の寺が、定額的な扱いを受けることはこの時期にはますますはげしくなり、京畿においては寸土といえども寺院ならざるはないというようなことも予想されるに至つたためにこの制が出されたのである。天寿より永祚にかけて史上にあらわれている定額寺の分布を見ても、やはり山城国で定

額寺に列したものが多く、畿内地域では定額寺の前身とも見られる檀越の私寺の乱立を防がなければならぬ状況が多く存在したことがうかがえるのである。

もちろん、このような定額寺については、延喜式に「凡諸寺燈油者、大寺用_三当寺物、但東西寺用_三官家功德分封物、其諸国国分二寺并諸定額寺別稱一千束已下五百束已上出奉、以_三其息_二買_レ之_一」(玄蕃寮延喜式)と見えているが、ここでも定額寺は大寺の部類に入らず、国分寺に次ぐ諸国の定額に列せられた檀越の寺という地位で表わされている。史上にあらわれた定額寺についてその用語から考えてみると、「預_三定額_一」とか「預_三定額寺_一」又「為_三定額_一」などと書かれて、定額寺となったことを表わしている。例えば鹿島神宮寺における「去天平勝宝年中始建_三件寺_一。承和四年預_三定額寺_一。須_三依_レ格国司講師相共檢校、而今此寺雖_レ預_三定額_一無_レ有_三田園并修理料_一」(類聚三代格、卷三、天安三年二月十六日条)と見えるように奈良時代に建立された神宮寺が改めて承和四年に定額寺となったのである。この場合、「預_三定額寺_一」ということは、「定額に預る寺」と理解すべきであることがわかる。すなわち、奈良時代にすでにこの寺が建てられていたけれどもいまここで常陸の国司及び講師がともに檢校してはじめて格にもとづいて定額寺に定められたのであって、それと同時に田園ならびに修理料が新たに充たされることになったことを示している。しかし、鹿島神宮寺の場合、その寺院經濟の運営が十分でなかったがために、寺院は破損し修理を必要としたのであった。もともとこの寺は、天平勝宝年間に創建されて、鹿島連太宗、大領中臣連千徳と修行僧滿願によって興隆されて建てられたもので、鹿島明神の神宮寺となると同時にこの神社の宮司をもってこの寺の氏人とし、その宮司の氏寺的性格をも持っていたのである。すなわち定額寺が破損した場合、その寺の氏人がこれを修理することはもちろんであるが、もしそれが不可能である場合、すなわち今この鹿島神宮寺のごとく、「氏人等無力_三修理_一」場合においては、国司がこれに代って助勢し、修理を加えるのが通例であり、それに用いた費用は、朝集使に付して言上するのが例となっていたのである。すなわち定額寺は、このように在地の氏人の建てた菩提寺あるいは祈願寺に基いて発生した寺院である場合が多く、国司の承認を得、朝集使によって当該寺院の資財帳等が管理上申せられることによって定額寺としての資格が定まり、次いで寺号と僧侶数の定員がその寺の希望するごとくに決定し、はじめて定額に預ることが出来るのである。しかしこの順序は前後することもあり得るのである。すなわちこれが定額に預るという意味とするのが至当であろう。また貞観十年六月二十八日の格によれば、延暦十五年より、五畿内七道・定額寺資財帳等について朝集使により檢断されることになったと見えているから(第十五、三代実録)、この時より、諸国の定額寺の資財帳が朝集使によって改められ

たと理解すべきであろう。この資財帳は、延暦十五年三月二十五日の格によれば、

「諸国定額寺資財者。国司与三綱檀越共檢校処分。其任三綱者。依檀越衆僧請。国司覆勘宛任。若寺定破壊及有餘犯失者。推問所
拳僧檀越等。依法科罪。自今以後永為恒例」(類聚三代格第三)

と見えているように定額寺の資財帳は、国司が定額寺の三綱檀越と計ってその寺の資財を管理すべきことを定めている。この場合、定額寺の三綱は、定額寺の資財を施入した檀越とその寺に住している僧侶の推薦によって、その寺の三綱となっているのであるから、三綱・檀越はともに寺側の代表者であり国司は国側の代表者である。そして、この両者によって、定額寺の資財が正しく用いられているかどうかを点検するとともに国司はその結果を朝集使に附して京都へ上申する義務をもっていた。もともと、これは毎年朝集使によって京都へ報告されねばならなかったけれども次第にそれは遅れて、四年に一度となり、また次いで貞観十年には六年に一度となるように、次第に遅れていった(三代実録、第十五)。このように、資財帳の上申が次第に遅れていったことについては、それ自体今までの国司による定額寺支配の力が次第に弱まっていったことを表わすものであろう。換言すれば奈良時代的な権力によって、寺院を支配しようという動きから、離脱して平安時代的な貴族的な支配構造を定額寺が必要とするように変わったことを意味する。それは延暦二十四年正月三日の格がのべているように、王臣諸家が定額寺の檀越となることを禁止しているにもかかわらずこの傾向が高まって「仮託權勢以寺私付王臣」として定額寺の檀越となって、その氏寺を形成していた在地の氏族がその寺を維持するために新たに中央の藤原氏政権の貴族との関係をもとめ、これを新たに檀越とあおぐ方がかえって国かて王臣らの援助や、貴族や王臣からの助勢も得やすく、定額寺を發展さす上においても有利であると考えた場合、定額寺の檀越が進んで權勢に仮託しに付するといふ現象を導き出したと言えるのである(日本後紀、第十二)。そして、迎えられた王臣勢は「不願本願。而追放檀越改替綱維。田園任意」(日本後紀、第十四、大同三年八月廿二日条)という結果となって、王臣勢家はその設立者であった人々を寺から追放して、その寺を私有化していこうとしたのである。それはすなわち、定額寺の性格を離れて貴族の祈願寺や、皇族・王臣などの御願寺的な性格に定額寺が次第に変質していくことをあらわすものであって、ことに定額寺の中でも、元号を附した嘉祥寺、貞観寺、元慶寺、仁和寺などは、名目は定額寺に発するけれども、それが天皇の誕生や、追善を期して造寺されたことから実質的には御願寺向性格を強く持って来たのであって、この点からも、定額寺と御願寺が後に混同してくる結果となる原因がここにあるのである。

四 定額寺と天台・真言宗の關係

先に見てきたように、定額寺は奈良時代後期より発生してきた寺院組織であるが、その定額寺がいかなる宗教形態をとっていたかということも考えなければならぬ。例えば、山城国乙訓郡本於山に権少僧都道雄が、華嚴宗を中心として開いた海印三昧寺においては、この寺の堂塔佛像が朝廷より寄進されたものであることを理由として定額寺となり、公卿を別当とし、毎年、年分度者二人を許されている。そしてこの二人の年分度者は東大寺で受戒を受け、その後、十二年の間寺を離れて出ることには許されなかった。そして、その中の最も智行優れた者をもってこの寺の座主に任ぜられることに定められているがこの海印寺での仏教教学の勉強は「七家八宗の業道を習う」という立場をとっている（類聚三代格、第二、嘉祥四年三月廿二日格）、華嚴宗の人は、その宗学だけでなく八宗をすべて学ばなければならないことになっていた。

また、近江国野洲郡の金勝寺においてもこの寺が興福寺僧願安の開墓にかかり、弘仁寺間に、国家のために伽藍を建立して金勝寺と名のり、この寺もまた天長十年に定額寺となったのであるが、この寺でも「開此勝地。構造精舍。安置佛像。別建八宗院」（類聚三代格第二、寛平九年六月廿二日）とあるように、ここでも八宗を兼学していることがわかるのである。また斉衡二年に定額寺に列した安祥寺の年分度者についても次のごとくのべている。

夫真言教門諸法之肝心如來之秘要。凡在弘子。必可修習。仍課度者。以為自宗。自余七宗皆為兼学。度者必須兼学。一宗立此兼学之道。示彼則念所宗之經咒。又令此度者。每相次。夏中三月講演法。取勝仁王等經。其講師者。寺家。簡定牒。送綱所。將令宛行。但法花取勝年々。相替令講一部。至仁王經。每年加講。住山限滿。當行利他。須准新葉弘福法隆崇福等寺之例。預維摩取勝會堅義之列。（三代実録、第二、貞觀三年四月十八日条）

とあるごとく、年分度者は、単に自分の専攻する宗学以外の七宗を兼学することをたてまゑとしていたのである。そして「先習自宗。而後兼学、但其論疏道於七宗之中。任度者之意、其課試之法、各依所兼之宗本法、複試堅義」として、七宗のうち、自分の選んだ学問について、度者の意にまかせて、試問を受けることができたのである。このような、年分度者が、七宗を兼学するということは、まだ奈良時代仏教の仏教教学研究の方法が、平安時代初期にまで、伝承されていたことを知ることが、できるのである。それはすなわち定額寺が、先の海印寺や、

金勝寺の例でも見られるように、七宗を兼学する性格をおびた寺院で、あるということを示すものと、言えるのである。

しかしてこのような定額寺も、平安新仏教と言われる、真言宗や天台宗が、興ってくる、新しい動きを示してくる。たとえば元慶二年に、定額寺になった嘉祥寺を例にとると、この寺は、文徳天皇と仁明天皇のために、建立されたのであるが、そこでは空海の弟子真雅がこの寺に住し、「真言宗以此為要道」として真言宗を中心とした、定額寺となりそこでは、真言の悉曇と声明を学ぶことによって、度者を定めることになっていたのである。また安祥寺においても、真言の教えは、すべての仏法の、肝心であるとして、ここでもまた真言宗を基本として、年分度者を定めている。ことに、元慶寺においては遍照和尚の上表によると元慶寺は、陽成天皇降誕を祝して、至心に発願して堂宇を建立し、佛像を新たに安置したのであって、「夫増宝祚於長代、真言之力也、消禍胎於未萌、止觀之道也、是以奉祈仙齡」という意味において天台密教の立場において成立した密教的傾向の強い定額寺であった。もちろんそのためには、この寺で度者となったものは「今上降誕之日、剃頭得度、但受戒之儀於延曆寺戒壇、令受菩薩大乘戒、受戒之後更歸本寺」（類聚三代格、第二、元慶元年十二月九日格）として度者は後に延曆寺の戒壇に登って受戒を受ける慣例となっていた。そして元慶寺ではそれぞれ、大悲胎藏業一人、金剛頂業一人、摩訶止觀業一人と天台密教による年度分者を定めていた。このような密教の相承の場合、自づから顕教的な研習方法とは異っていた。元慶寺の場合における伝法阿闍梨の設置と年度分者との関係においても、

「夫以顯教宗者、不簡授業之師、至真言教若未灌頂者、不能讀一句、除非阿闍梨不聽輒傳授、所謂、毗盧舍那、金剛頂等經、尤是真言之秘藏密教之根本也、不置傳教阿闍梨、使誰人傳此教」（類聚三代格、第二、元慶八年九月十九日格）

とて、密教の年度者は必ず伝法阿闍梨の指導を求めなければ、梵語学に通ずることや、加行作法等を学ぶことができないのであって、この点からいっても、師資相承の教学伝授の立場は、顕教よりより口決を重んずる真言宗では、口伝的な師資関係を重んじているのである。そしていままでの登壇受戒後は、ただ自らの研究する部門において師を選んで僧房で学ぶという形式を脱却して、中国の不空を中心とする密教の伝受の作法に倣って新しい寺院僧侶の立場が生まれて来たのである。ことにその中でも、阿闍梨位は重視されることになったのである。そしてその立前として、顕教の受戒に必滴する重大な密教の法会は灌頂であり、これは空海が帰朝後我国に伝えて以来、朝野ともにこれを重視した。もちろん灌頂には二種あって、結縁者のために随時おこなうのが結縁灌頂と呼ばれ法を伝承するために人を簡び器量によって授けるものを伝法灌頂とい

う。そしてそのためには承和十年の国家のために東寺に真言宗伝法阿闍梨位を定めるための格のなかでは、衆中で金胎兩部の大法と宗義、及び五種の護摩の法について学んだうえ修練加行したものから人の師に適するものを以て阿闍梨位を受け、それについて覆審試定して、その名簿を録して、別当はこれを朝廷に奏聞して、その後の報告を待って、これが許可なつたあかつきには、その宗の長老の阿闍梨が東寺で伝法職位を授与する制度となっていた。このような制度を通じて春秋の灌頂を行ない、「奉_三為國家_二永修灌頂_一」という傾向は空海の伝来し開創した真言宗は勿論のこと、円仁のもたらした天台宗の密教においても灌頂は定義を正す上に重要な意味をもっていたのである。弘法大師の御遺告の第十二条、第二十一条にも明かにこのことを規定している。

もちろんこのような態度は弘法大師の弟子達が開いた真言宗系の寺院では血脈に関連する重要な問題であるけれども、元慶寺の余分度者の例でもさきに見られる如く、真言宗では灌頂せざるものは、その梵字を理解することも出来ぬほど習学の道はきびしかったため、必然的に「密教莫_レ令_二他宗僧雜住_一」という立場がこれらの定額寺で強められていくのが当然であった。これは真言宗系の年分度者のみならず、天台密教系もこの例に漏れるものではなかった。ただ延暦寺を開いた最澄が、最初から中国から灌頂を重視する密教をわが国に伝えていなかったために天台密教の発達は法華止観の教学の推進よりたち後れたのであるが、円仁、円珍等によって密教が再び受容されると、この宗でもやはり、天台密教の年分度者は「夫増宝祥於善代真言之力也」として真言の国家祈願への重視を無視することはできず、密教系の定額寺では競って年分度者のなかに「大悲胎藏業・金剛頂業、摩訶止観業」等を加えることになったのである。

いまひるがえって平安初期における年分度者の経緯をたどって見ても、延暦二十五年正月二十六日の格で十二律にもとづいて度者の数を分つて、年分度者を華嚴二人、天台二人、律一人、三論三人、法相三人と区分し、それぞれ、その習業の分野を分けて競学させて得度の規準としてより（類聚三代格、第二、延暦二十五年正月廿六日条）、次第に、天台・真言宗の年分度者については細分化し、増加していった。承和二年にはその基本的形として、真言宗では「金剛頂業・胎藏業・声明業」の三つに分かれ、天台宗では「遮那業、止観業、金剛頂業、蘇悉地業」に分化して、度者は師資相承・血脈尊重の立場をとっていったのである。そして年分度者の受戒は、真言宗系は東大寺戒壇院で、天台宗系は延暦寺戒壇院で行なう方式をとっている。

このような方法は、定額寺の年分度者の場合にも適用されているのであって、寛平元年（八七七）に定額寺となった円成寺においても、「金

剛界業一人、胎藏界一人」の二人の年分度者はともに毎年三月の試定後、東大寺戒壇で受戒を受けねばならないことになっている。元慶三年に定額寺となった元慶寺においては「大悲胎藏業、金剛頂業、摩訶止観」の三人の年分度者は、得度後の受戒については延暦寺戒壇にて菩薩戒を受けることになっている。

このように定額寺の年分度者の授戒については、東大寺、延暦寺の両戒壇に依っているが、これもまた平安新仏教の真言系の定額寺については東大寺で、天台系の定額寺については延暦寺で授戒を行なう立場を貫いている。

それは、これら定額寺が、その成立の事情については、先帝菩提のためとか、鎮護国家、または、神願を果たさんためなど種々の理由があるが、その建立された寺院の発展については、平安新仏教といわれる天台・真言の二宗との深いつながりを考えないで理解することはできない。承和二年十月十五日には義真の上表により天台宗を諸国に弘めるために「花厳天台等七宗年分度者、受戒之後、各試其業、依次差任立義復講及諸国講師」制を開き、諸国講師を通じて全国にその教線を広めんとはかった。また真言宗もこれについて、承和四年八月五日に真言宗僧を毎年諸国講師に任せられ、「真言法教雖始行高城而未遍辺境」という状況よりぬけだそうとした。そして元慶五年九月十六日の格では、天台・真言の両宗の僧で諸国講師にならんとして「各争三宗業已致誼譚」ものが続出するまでになり、国の甲乙を論じたり、人の優劣を論ずることなく天台宗の次は真言宗と次第に講師を補すべきであるという決定がなされるに至った。

そして平安時代に発展したこの新しい二つの仏教は、律令制のなかの諸国講師の制を一つの教線として発展していくと同時に、また一方では諸国講師として下向して、その地方の寺院の創建、或いは再建、さらには定額寺化への促進をはかっていったことも推察できるのである。ことに諸国の国分寺・神宮寺及び定額寺が、これら二宗出身の講師の統制化にあったことからこの新仏教の影響は大きかったと考えられる。東大寺で得度後、真言宗を学んだ増允が安房国講師に補されたのも、この一例である。

しかしこの傾向は諸国講師の制が、国分寺制度の衰退にともなって発展しなかったが、ここに次いで起って来た貴族と同じ貴族出身者との連がりのもとで定額寺を進展させてゆこうとする動きは平安時代の新しい寺院のあり方を示すものであった。

寛平元年七月に山城国に故右大臣藤原氏宗の終焉の地（京都市東山鹿谷）に関白基経の妹の尚侍藤原淑子の発願により円成寺を建立し、宇多法皇の御願によって定額寺に昇格したが、最初は、氏宗の一族で以て僧となりこの寺を維持しようとするものがなかったがために、円成寺別当

となつた益信に付されたが、のちに、氏宗の一族から僧遍真が出て、益信の一門のみの円成寺の相承独飯を止めようとしている。もちろんこの円成寺は真言専学の年分度者と七宗兼学のもの、会せて二人の年分度者を持っている真言系の寺院であるが、この定額寺については、益信の申状にもある如く

「此寺不_レ為_二僧綱講読師所_一撰、門徒之中年齒長大、慈悲平等護法者、以_レ之為_レ自、互為_二年預_一、令_レ勾_三當_二雜務_一」

と、円成寺は山城国の講読師の支配や、京都の僧綱の干渉なく、益信の門徒のみで寺を主管すべきであると述べている。そしてこれは、いままでの定額寺の僧綱・諸国講読師の支配を受けることから離れて、益信の門徒による真言的師資相承の立場をとつてこの寺院を支配しようとする定額寺の新しい方向を採っている。ここにも定額寺内に平安新仏教の寺院構造改変への浸透が明かにされるのであるが、この場合、その弊害として、この寺の創建者の意図するものが無視されるようなことも起つてくるのであつて、円成寺においては、その創建者である氏宗の一族の出身者である僧遍真の弟子との問題が起つて来て、益信はその別当を辞するような立場も起つて来るのである。そして円成寺の雑務は遍真の「御弟子并僧正（益信）門徒、大臣苗裳之中年蔭是高衆望在_レ躬」によつて、益信門徒が寺務を専断することを止めている。

この経緯を考えると、円成寺は貴族によつて創建され、そこに真言宗の高僧を迎え、その宗により発展して来た定額寺であるが、いまその創建者の一族で僧となるものがある場合には、この寺は再びその一族にその寺院の支配ゆづることが起つたのである。これは、定額寺が、成立した後も、その由来にもとづいて貴族の菩提寺又至所願寺となることによつて、定額寺の性格が次第に氏寺的性格を再現してくることがわかるのである。そしてこの場合、最初の氏寺を国家が定額寺として認証した立場とは異なつて、いまの立場は、定額寺が反対に国家の支配から離脱して、氏寺的性格を逆に強めることによつて御願寺的な様相を示してくるのである。そしてここに新しい貴族族的寺院としての新しい歩みを始めるのであつて、この点からいつても定額寺は、国家認証という立場を通じて成立したのであつて、のちに御願寺や六勝寺等成立の以前にあらわれてくる寺院形態といたのであつて、のちのえるのである。

また山城国の山科小野郷に創建された勸修寺についても、昌泰三年に藤原高藤の娘、胤子が宇多天皇の中宮となり、醍醐天皇を生んだが、その天皇の御願を得て、宇治郡大領宮道道益の旧宅を改めて寺院として、承俊律師のもとに定額寺として延喜五年には年分度者に真言宗声明業一人、三論宗一人を許されて成立したのであるが、ここにも真言宗の定額寺進出が見られるとともに、この寺がやはり高藤一族の祈願又菩提寺で

あることはいうまでもなく、ここにも定額寺が、次第に貴族の氏寺的性格を強めてた成立した動きが見られるのである。

五 定額寺の経済的基礎

定額寺の具体的なあり方について検討を加えるに当って、その資財帳を見る必要がある。

現在知られているこれらの定額寺の資財帳については、安祥寺伽藍縁起資財帳（貞観九年六月十一日）広隆寺資財帳（貞観十五年）河内国観心寺縁起資財帳（元懸七年九月十五日）が定額寺のものとして見られる主なものである。そして定額寺の寺内組織を知るものとしては貞観十年正月廿三日に編された禅林寺式が存在する。

そのなかでも、広隆寺資財帳は、貞観十年六月廿八日の格をそのまま引用していることからこの格にもとづいて作成されたものといえる（南都仏教、第十四号、清滝淑夫、広隆寺の成立について）この格によると延暦十七年正月二十日の太政官符によれば、五畿内七道諸国にある定額寺の資財帳については、以前より毎年作成して朝集使を通じて朝廷に提出するならわしであったが、それがなかなか国司により朝廷に進められることがおこたりがちであったため、かえって諸国の定額寺が壊されることも多かったので、その正確を期するためにまた諸国講師の交替の年次が六年であったために六年一進としたが、国司の任期が四年交替のため、ここに改めて、定額寺の資財帳も四年一進、即ち国司の交替期に同じて朝廷に進めるべきとその格が改められた。その提出に当っては二巻は上申に一巻は僧綱所に、他の一巻は勘解由に差出すものであったが、この広隆寺資財帳は貞観十五年三月五日に作成されて提出されたもので、その時は丁度四年目に当たっている。いまこれらの範例にもとづいて資財帳を見てゆくと、安祥寺は六年一進にもとづき、貞観寺、観心寺は四年一進の資財帳である。

これらの資財帳の作成にあたって共通している項目は一、仏物、二、法物、三、常住僧物、四、通物、五、樂具、六、水陸田、七、雜公文、八、別院と分類されていて、これは延暦十七年正月廿日の格にもとづいて作成された多度神宮寺伽藍縁起資財帳の仏物、塔、宝物、布薩、樂具、僧物、通物、墾田等の分類とも共通したものがある。そのような例から考えても、資財帳はまず最初に仏像、經典、常住僧物の三宝物をあげ、ついで伽藍を維持するための陸田、墾田等の記載をするのが規定されていたと考えられる。しかし元慶七年の観心寺の記載例では、最初に伽藍の建築物をあげ、次いで仏像等を記している。もちろん寺院によって多少の異動はあるが、その源流は奈良時代の寺院縁起資財帳の記載例

定額寺考

をもとにして作成されていることは考えられるのである。

そのなかでもいま真紹の開いた観心寺と禅林寺についてその定額寺としての性格を見てみることにする。真紹はその伝によるとはじめ空海のもとに師事し、大師の示寂後、実慧に従って灌頂を受け、承和七年東大寺小別当、同十年伝法阿闍梨位職を実慧より授けられ、同十四年四月権律師に昇り、その年に実慧が示寂すると東寺二長者となり嘉祥元年さらに律師に転じ、斉衡元年文徳天皇のため河内観心寺で五智如来を造願し、貞観五年に藤原関雄の旧弟に禅林寺を創建して、同年九月に定額寺として、貞観七年につづいて権少僧都に、十一年に少僧都となって貞観十五年七月七日に禅林寺で示寂した、時に七十九才で、世に禅林寺僧都と呼ばれていた。

この真紹が貞観十年、示寂五年前に弟子等に示した付属状には
奉付属寺事

合式簡院 就中

一、観心寺本は山野、而先師従去天長四年起首、切除夷坦所建立也、堂舎并資財等員在別卷、
一、禅林寺以去仁寿三年十月買取藤原関雄朝臣宅、而建立之相統以去貞観五年、経勅為定額寺堂舎并、資財等員在別卷
右二箱寺頃年私甲所勞撰也、而年齢老衰、臨終之期不知今幾、因茲奉付属宗叡大徳之末、則門徒之中簡択其人、付属而已、
付如件 寺式 仍勤状奉 在別

貞観十年正月廿三日

権少僧都法眼和尚位「真紹」(平安遺文、一六四号)

とて、二つの寺院を定額寺として国より認められている。ことに禅林寺は真紹の臨終を予定した寺院であり、これについては禅林寺式を作成して寺院の運営の基本を後代のために定めている。

この禅林寺式には十五条あり

- 一、長く三摩地礼懺を修してならびに念誦を絶ざらしめぬ事
- 一、布薩・説戒をば闕怠せぬ事

- 一、上堂の時晚上早却せぬ事
 - 一、施主が法会を行なうとき、衆は食堂に集まり平等に食を受くべき事
 - 一、上下和穆して学道護法の事
 - 一、大衆集会の時、衆は威儀を修め清潔にして上堂すべき事
 - 一、新たに具戒を受くれば、六箇年は寺内に住して外に出づべからざる事
 - 一、よろしからざる門徒をして寺務を領知せしむべからざる事
 - 一、顕密両教を弘伝すべき事
 - 一、先師忌日の追福を修すべき事
 - 一、長く観心寺の仏燈料を送るべき事
 - 一、この寺の僧等宅を設けてはならない事
 - 一、固く上堂の履を盗用することを禁ずる事
 - 一、聚落に入って数日を過した僧は洗浴後上堂すべき事
 - 一、三宝施物を以て財とし修理に充用すべき事
- など細部に分って記しているが、この禅林寺では本尊として金色の五智如来と金胎両部の曼荼羅をかけ、毎月初夜に三十七尊礼懺のため尊勝陀羅尼を誦し、五仏を称礼し、その他弥勒、観音、虚空蔵、地藏、毘沙門等の十尊をたたえ、「帰命頂礼等倭国之称名、依例唱之」るなど護国の祈願をこめ、後夜には童子、沙弥、未受法僧等が初夜にならって仏の称名を行なうことになっている。
- またこの寺では昼の作法が始まる時には大衆食堂に集合し、経典を読み、相續いて食事を取る。
- また布薩日を設け、西堂にて行ない。法会が始れば僧の上堂には威儀を正し、唄、散華、諷誦文を説読む。時に施主あって法会に臨み、その後施食あるときは食堂に集まり応分の食をいただき施主に唱礼五観を行すべきである。しかし施主が他処で講読師来って法事を営むときはその施主の施食が盛であってもこれは許されるべきものである。

もちろん、この禅林寺に住む僧は上下和合すべきであるが、若し僧中で仏教にそむくものが出て来たときは、座主は二三人の長老とともに、その罪をさとすべきである。

また住僧の制としては、さきの如く定額寺の年分度者としてこの寺で得度し、受戒を受けた後は六ヶ年この禅林寺に籠居して学道にはげみ、顕密両教を広めるべきである。そして先師の忌日には追福の仏事をおこない、出家のものは寺を宅として、修学を業とすべきで、寺外に住することは許されない。もちろん三宝物の盗用は以ての外である。

このような禅林寺の規式のなかにも、盛んに「凡為_二余門徒_一者、勿乖_三此制_二」とか「余之門徒不_レ得_三乖忘_二」というように真紹の遺告的な性格を具して書かれていて、この定額寺に対する指導性を真紹は高めている。もちろんこのような貴族の旧宅の買得によって寺院が成立している場合は、より以上、開山の統制はその寺院支配の構造上大きく展開されている場合が多い。もちろんこの禅林寺式は、空海の御遺告を範としていることもうかがえる。

この禅林寺の経営については、僧侶に対する伝法供料が国より施され、その田圃の管理にあたっては検校と学頭が当たっていた。また、真紹の先師実恵は丹波国波国氷上郡に忌日料の田圃を設けこれを禅林寺に施入している。また観心寺は実恵の建立した寺である関係上、その修理料田は真紹が買得施入したが、地利少きため、この禅林寺より仏灯料と駆使の衣服を助成する例を開いている。もちろん、この禅林寺の寺領又資材について細かく規式にはあげてはいないが、この寺と同じ性格を持観心寺の場合より見ると、

観心寺は、益信の円成寺に見られたように、「不_レ經_二僧綱_一講師管領_二、師資相承、門徒相存_一」という僧綱、諸国講師の支配を受けず、門徒のみがこの寺の運営に当るべきであるとして、定額寺となっても実質的には国の干渉を求めている。この寺は河内国錦部郡の山中に十五町の敷地の上に三間檜皮葺の如法堂、五間檜皮葺の講堂と、さらに僧房、経蔵、宝蔵、食堂を以て山寺を形成していた。

いまこのようにして成立した定額寺について、その経済的基礎について考えようとするときその最も完全に近い定額寺として考察できるのは、真紹の住房より発展した観心寺の場合と藤原良房、良相の帰依を受けた貞観寺の場合である。いま両者を対比して検討して見るためにいまこれを表にかかげる。(次頁の表参照)

この表で見るととき観心寺の場合、その寺地の設定は、承和三年三月閏十三日の官符により十五町がまづ定められた。そしてこの十五町は真紹

観心寺資財帳 (平安遺文174号)

定額寺考

国	郡	地	面積	施入者	施入年月日	官符	
河内	錦部	寺地	15. 0. 000 ^{町反歩}	真紹居住地	承和 3. 3. 13	太符	
		高田庄	5. 4. 000	(但シ野地)	貞観11. 6. 9	民	
			30. 0. 000		〃 9. 3. 17	国判	
			1. 0. 000		承和12. 1. 10		
		高向地	1. 5. 000	〃	〃 8. 7. 2	郡判	
			地 3. 320		〃 9. 10. 19	民符	
		(比野地)	懇田 4. 180	売人草原富吉	〃 12. 10. 27	〃	
		治野田庄	2. 0. 000		貞観14. 3. 3	国判	
		石川	佐備庄	水 1. 1. 150	〃	貞観11. 6. 9	民
				陸 1. 3. 100			
	林 2. 7. 000						
	大友庄		水 7. 318	〃	〃 11. 6. 9	民	
			陸 1. 0. 000				
			林 4. 0. 000				
	新開庄		10. 4. 000		〃 11. 6. 9	民	
	田舎庄		1. 0. 180		〃 11. 6. 9	民	
	仲村庄		2. 1. 100		〃 11. 6. 9	民	
	社屋庄		1. 0. 000				
	切山庄	20. 0. 000		貞観11. 6. 9			
	東坂庄	20. 0. 000		承和 3. 3. 13	太		
			貞観11. 6. 9	民			
古市	古市庄	16. 0. 000	淳和院施入	貞観10. 7. 9			
			座主恵淑等加フ				
		国守安部宗行					
	(壺井里)	1. 5. 000	橘嘉智子施入	〃			
紀伊	伊部	近河内庄	8. 3. 332		貞観11. 6. 9	民	
		大山田庄	3. 2. 316		〃	〃	
	那賀	秋名庄	15. 5. 069		〃	〃	
養父		0. 3. 256	〃	弘仁14. 12. 13	国判		
		墾田 1. 9. 141					
但馬	鳥田里	0. 4. 192	恵淑元慶 7. 8. 13 奉納燈料	天長 1. 8. 29	国判		

貞觀寺資財帳 (平安遺文165号)

国	郡	地	面積	施入者	施入年月日	官符
山城		寺 辺	町 反 步 2. 0. 000	刑部亟高階常河		
	紀伊	岡 田	6. 8. 283	太領掃部豊成 右大臣施入地	貞觀 4. 2. 7	太
		鳥 羽	9. 2. 239	内藏寮田	〃 6. 9. 8	〃
	乙訓	浅 水 田	1. 0. 000	戒本田	〃 4.10.23	民
美濃	多芸	多芸庄	140. 0. 000	右大臣家地権少領 宮勝	〃 9. 5.15 〃 8. 1.20	太 〃
	安八	若 女 庄	16. 9. 162	太政大臣家地 安八郡太領守部秀名	〃 4. 9. 8 〃 6.10. 9	民 太
		長 支 庄	116. 2. 083	権博士守部広嶋	〃 3.12.27	〃
	大野	栗 田 庄	15. 0. 000	故大納言源定賜田	〃 6.10. 9	〃
		枚 田 庄	15. 0. 000		〃 6. 4. 9	〃
	長上	市 野 庄	167. 0. 000	内藏寮庄	〃 6. 3. 4	〃
	長下	高 家 庄	12. 9. 324	清原池貞一身田	〃 7. 9.14	〃
丹波	坂井	田 宮 庄	11. 9. 179	太政大臣家地	〃 4. 9. 8	〃
伊賀		比自岐庄	7. 4. 314	散位日下氏継	〃 7. 9. 5	民
丹波	桑田	辛鍛冶庄	20. 0. 000	源朝臣定賜田	〃 6. 4. 2	太
信濃	筑摩	大 野 庄	2. 2. 000			〃
武蔵	高麗	山 本 庄	9. 7. 300			
	多摩	弓 削 庄	4. 1. 020			
	入間	広 瀬 庄	33. 5. 288	故右大臣施入	貞觀 9. 2.19	
下野	芳賀	小 野 庄	14. 2. 300		貞觀 9. 2.19	
備後			95. 0. 000			
伊予		草 津 庄	49. 5. 131			

定額寺考

貞觀寺領 田地 町 反 步
 755. 7. 082
 熟 田 327. 7. 242
 荒 田 148. 3. 086
 未開地 271. 6. 001
 畠 8. 0. 113

○太ハ「太政官符」民ハ「民部省符」国判ハソレゾレ「国司証判」

がここに住して建立した山房ともいふべきものであったが、そののち、台沙弥丸が、私地である河内国錦部郡老町の高田庄の土地を七世父母のために観心寺に施入したが、この高田庄を中心として寺領を拡大していった。承和十年十一月十四日の太政官符により河内国守を以て、観心寺の別当に充てることとなると同時に、寺勢も次第に高まっていったが、まだ一地方寺院にすぎなかった。しかるに太政官の貞観十一年五月廿七日の符によってこの観心寺が真紹の申請によって「真紹守_三先師之遺跡。念_三興隆久遠、望請為_三定額寺_一伝之万代_二」として、観心寺が定額寺となると、貞観十一年六月九日の民部省符で以て、観心寺に近い高田庄の土地を始め、石川郡佐備庄・大友庄・新開庄・田舎庄・仲村庄・切山庄・東坂庄・紀伊国近河内庄・大山田庄・秋名庄など寺領の大半の土地が民部省によって施入されている。この施入については、もともと買得していたものを公認している場合もあるだろうし、古市庄の如く、座主憲淑の施入や、淳和院の施入地も、ここで承認されたのかも知れないが、後の貞観寺の場合に見られるような全寺領が貴族の施入地によって形成されるという場合とは異っている。その点からいって観心寺は典型的な定額寺の寺領のあり方を示しているともいえる。即ち、定額寺の申請が受容されると直ちに貞観十一月六月九日には第一回の流記資財帳が提出され、施入地が定められ名実ともに定額寺として成立したのである。また貞観十四年には定額寺の流記資財帳四年一進の貞観十年六月廿八日の格にもとづいて再び増した土地を記入して朝廷に進められた。これが、この流記帳では治野田庄について国判を求めた場合である、そして、この流記帳の記した元慶七年まで十一年間は異動なく朝廷に申告していたのである。故に観心寺は、その別当に国司を以てするという地方的な定額寺として成立したために、国司の申請により寺領が確保された寺院であるといへる。

これに対して貞観寺は中央的な定額寺で、その成立当初より御願寺の性格さえうかがえるのである。

もともと太政大臣良房は良相の兄で、この良相は五十五才で、その私宅は貞観寺の地にあった。彼は若くして妻大江氏をなくし、それ以来、「大臣本習_三内典_二精_三熟真言_一」という仏事に心をよせていたため、その妻のために念仏を申し、臨終のときも「正_三面西方_二作_三阿弥陀仏根本印_一」して薨じたほどであった。そのような良相が、「真雅和尚相謀、使_下諸仏之加持修_中真言之秘密_上」（三代実録、第廿五、貞観十六年三月二十一日条）と真雅と親交ありそのことから貞観寺に、自分の受領であった山城国岡田里・美濃国多芸庄・信濃国大野庄・武蔵国山本庄・弓削庄・広瀬庄、下野国小野庄・伊予草津庄等を貞観九年二月十九日に施入して、この寺の経済的基礎を与えている。貞観寺は貞観四年七月廿七日に嘉祥寺西院から分れて、貞観寺と年号を以て寺名としている。このとき山城国乙訓郡八条榎小田里などの故左大臣藤原冬嗣の地一丁四反二百歩を

藤原忠宗より寄進され、つづいて二品秀良親王家家も貞観五年六月十一日に貞観寺観音堂分として新田八反を施入された(平安遺文、一三四号)、この八反の地は、寺辺の深草里・飯喰里で、そこには源定の賜田があった(平安遺文、一三六号)ために、後に源定の賜田を貞観寺領にする機会が生れた。また貞観寺は次第に近在の地を相博して拡大していった。そして貞観六年九月八日には鳥羽田九丁二反二百三十九歩が施入され寺領の基礎が出来たのである(平安遺文、一四五号)。

それからこの「貞観寺領等根本目録」となづけられて貞観十四年に田地目録が作成されるまでの間に内蔵寮の地、清原池貞の一身田、右大臣良相の受領田、等が相ついで施入された。この貞観寺が定額寺となったのは、貞観四年七月廿七日の「以嘉祥寺西院、号貞観寺」という(三代実録、第廿二)時を以て定額寺として成立したときと見るべきで、ただ嘉祥寺より自動的に発展をとげているために、嘉祥寺の定額寺の寺格がそのまま移されたのではないかと考えられる。

またこの時、太政大臣良房の寺地施入もあり、美濃国安八郡若女庄、越前国田宮庄等が施入されていることはこのことを裏書するものである。

このように見てくると貞観寺の場合は、観心寺の場合と本質的にその発生形態が相異するともいえる。一方は国司の公領、一方は貴族の施入田を以て定額寺の基礎としているのであって、貞観寺は貴族の住宅から発生した定額寺の性格をよく示しているといえる。これはおそらく元慶寺、嘉祥寺等、一連の年号を附した寺院の共通的な性格として考えることも出来るのではないだろうか、そしてこの二つの寺院の相違は、いまままで見て来た法制的な定額寺を離れて、実際的なあり方を示す上において資財帳の持つ意味は大きい。このような貴族的定額寺はもとより定額寺の本質より離脱するもので、やはり貞観寺が後に仁和寺に吸収され、御願寺の性格を次第に強め、また地方の定額寺も藤原一族の地方国司への補任とともに地方のこれらの一族の氏寺として、貴族化して発展をとげなければならぬのであった。そして定額寺の制も、以前の諸先学の奈良時代よりの寺院統制というために設けられたとのみ理解することはいまだ意をつくしていないといえるのであって、むしろこの制は、次の元号のある御願寺向定額寺や、藤原忠平の建てた、法性寺や白河法皇の法勝寺、さらには藤原道長の法成寺等の平安中期の皇族及び貴族の御願寺が発生する前期的形態として定額寺の実態を理解する方が正しいのではないだろうか。ここに私は定額寺の性格をかかえる意味で述べた次第である。